



製造たばこ小売販売業許可の公表予定日について

(令和4年4月から令和5年3月)

たばこの許可処分について、下記のとおり定めましたのでお知らせします。
許可申請を行う際の目安としてください。

決定予定日	ホームページ掲載予定日
令和4年4月7日	令和4年4月8日
令和4年4月27日	令和4年4月28日
令和4年5月26日	令和4年5月27日
令和4年6月28日	令和4年6月29日
令和4年7月28日	令和4年7月29日
令和4年8月30日	令和4年8月31日
令和4年9月29日	令和4年9月30日
令和4年10月27日	令和4年10月28日
令和4年11月29日	令和4年11月30日
令和4年12月26日	令和4年12月27日
令和5年1月30日	令和5年1月31日
令和5年2月27日	令和5年2月28日
令和5年3月30日	令和5年3月31日

・たばこ許可にかかる事務については、原則として小売販売業許可申請を受理した日の属する月の末日から2月以内となっていますが、申請書類の補正や各種調査の必要がある場合には審査日数を要するため処分決定が遅れる場合があります。

・許可を受けた方は、許可決定日の翌日から1月以内にたばこの小売販売を開始する必要があります。

・小売販売業許可者はホームページに掲載すると共に、別途文書で通知します。

・小売販売業不許可者については、文書で通知します。

・予定日は追加、変更することがあります。